

# 土地改良事業受託規程

## (目 的)

第 1 条 この土地改良区定款第 4 条の事業につき、この土地改良区が行なう土地改良事業の受託し得る事業の範囲を拡大、明確にし、その促進を図る。

## (受託業務の範囲)

第 2 条 受託業務は、次に掲げるものとする。

- 一. 土地改良事業計画、調査と採択申請。
- 二. 土地改良事業認可申請に伴う諸手続き。
- 三. 農林漁業資金、及び一時借入に伴う法手続き、及び借用業務。
- 四. 補助金交付申請より補助金受領までの申請業務。
- 五. 工事施行に伴う入札執行より竣工検査までの業務。
- 六. その他理事長が受託を承認した事項。
- 七. 県営事業に該当する事業の取り扱いの内、受益団体を代表する業務。  
(地元負担金の賦課徴収、用地買収、同意書作成、借入手続き)

## (手 続 き)

第 3 条 前条の規程により業務の委託をしようとする支部は、業務委託申込書を提出して理事長の承認を得なければならない。

2. 前条の業務委託申込みを承認したときは、委託申込み支部に受託の通知をするものとする。

## (委 託 料)

第 4 条 第 2 条の規程による委託料は、別表に定める基準による。

但し、この基準によることが適当でないときは、両者が協議の上、定めるものとする。

2. 委託者は納入通知書による請求があったときは、指定された期日までに委託料を納入しなければならない。

## (委託者の義務)

第 5 条 委託者は、この土地改良区が受託業務の処理に必要な要求事項については、速やかにこれを処理しなければならない。

## 附 則

1. この規程は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

1. この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 別 表

(受託料基準)

事業名	基準率	備考
県営土地改良事業	事業費×1%	
団体営土地改良事業	事業費×3%	かん排・諸土地改良 農村総合整備・災害 農地防災
単独県費土地改良事業	事業費×4.5%	
単独市費土地改良事業	事業費×4.5%	
県 営 の 調 査	事業費×0.3%	
団体営事業の調査	事業費×0.5%	
災害復旧事業	事業費×3%	